

平成15年 7月17日

第2回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:35)

齋藤副会長 開会いたします。

まず会長の森田先生でございますが、急遽きょうは地方分権改革推進会議の会合が入ってしまったため、やむを得ず欠席をさせていただきたいというご連絡をいただいております。また、高北幸子委員、仲田和人委員につきましては、それぞれ所用でご欠席との連絡をいただいております。それから、佐藤委員は若干遅れられるということのようでございます。そこで本日は副会長の私、齋藤が司会を務めさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。森田先生からは皆様にくれぐれもよろしくという伝言を預かっております。

それではまず事務局から、資料の確認ときょうの会議の進行に当たっての留意事項、この2つを確認させていただきたいということですから、お願いいたします。

久住幹事 皆さん、こんばんは。改めましてよろしく願いいたします。

それでは、お手元にお配りした資料のご確認をさせていただきたいと思えます。

本日、お手元に、『第2回「文の京」の区民憲章を考える区民会議次第』ということで、3枚物のつづりを1つお配りしてございます。

それから第1回会議録の修正案ということで、前回のご発言のテープを起こしたものをお配りしております。

それから先ほどの「第2回の区民憲章の次第」をおめくりいただきまして、「資料第4号」ということで項目の整理、個別論点のまとめのシートとなっております。

それから別紙1と書きました、各委員の皆様ということで、「区民憲章の項目整理と個別論点についてのご意見について」ということについては、きょうの会議の後でご意見を別途いただければというふうに思っておりますので、またこれについては後でご説明いたします。

それから、本日のこの会場、いつもは区議会の委員会で使っている席なんですけれども、目の前にマイクがあります。ちょっとそのマイクのスイッチを押していただいでよろしいですか。早く押した方はつくと思うんですけれども、3人までしかつかないんです。ご発言の際は、テープで録音いたしますので、お手を挙げていただきまして、副会長の方からお名前をお呼びいたしますので、マイクのボタンを押してご発言いただいて、次の方のご発言があると思えますので、お手数ですけれどもマイクのスイッチをその都度お切りいただくような形でお願いできればなというふうに思います。

本日の席順なんですけど、毎回いろいろな形で変えた方が議事もスムーズにいくのではないかとということで、本日は皆様のお名前を平仮名にして、2文字目のあいうえお順で並べてありますので、こんな形で、毎回、隣の方、前の方を変えて議論を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

齋藤副会長 それではお手元の次第に基づき進めてまいりたいと思えます。

まず、次第の2、『第1回「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録について』ということで、こちらについて事務局から、また説明をお願いします。

久住幹事 先日、委員の皆様にご会議録としてお送りいたしました。7月15日を期限といたしまして、ご確認、ご修正をお願いしたところでございます。本日はその修正後のものをお配りしてございます。内容について異議がなければ公開をしまいたいと考えております。それで、23日の正午までに最終的なご確認をいただければなというふうに考えております。

なお、第1回分については、マイクの発言の録音状態なんかもありまして、発言趣旨をなるべく損なわないようにということで、手を入れずに事務局の方で配付させていただきました。ただ、明らかに活字の間違えですとか、前後の関係でこういう発言ではなかったのではないかという部分のご指摘もいただいたところですので、事務局の方でもう一度テープを聞きまして確認をして、委員の皆様のご確認をとっていただくような形をしたいと考えております。ただ、これから議論が進んでまいりますと、微妙なニュアンス等がございますので、それぞれ皆様の方で確認をいただいて、事務局の方で直して、最終的なご確認をいただいてから公開をしまいたいというような形で行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

斎藤副会長 それでは、第1回の会議録の内容につきましては、再度、委員の皆様方、個人個人でご確認をいただいて、最終的な修正がなおあるようでしたら、7月23日正午までに事務局までよろしくお願いいたします。

それでは次の項目ですが、「3、区民憲章項目整理及び個別論点について」に進みます。

まず資料の方の説明を「資料第4号」について、事務局からお願いします。

久住幹事 資料第4号、2枚物となっております。「前文」から「執行機関の役割・責務」と書いてある9番までのもの、それからおめくりいただきまして、「項目1」から「項目6」ということで、昨年度、研究会の報告のまとめの第4章にあります項目をここにあらかじめ書いてございます。これに沿ってご意見をいただければというふうに思っておりますので、そういう形で資料を作成してございます。

斎藤副会長 それでは、委員の皆様からご質疑などをいただきたいと思っております。

進め方ですけれども、最初に下のページでいいますと1ページの「項目整理一覧」の項目ごとにご意見をいただいて、次に2ページ目の「個別論点」に進みたいと思っております。もちろんそれぞれの項目におさまり切らないとか、あるいは相互に関連するというものもあるかと思っておりますが、それは各項目のところ、例えばこの「前文」だけではなくて、2枚目の「個別論点」のこちらにもかかわるということで発言していただいても構いませんし、いずれの項目にも当てはまらないとか、あるいはもう少し違った角度からの問題ということであれば、最後に「項目整理」と「個別論点一覧」が終わった後の段階で、なお時間がある場合にはそちらで再度質疑、相互の意

見交換を行いたいと思います。そういう進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

齋藤副会長 それではこのような進め方で進めたいと思います。

そこで、まず「区民憲章の項目整理一覧」ですけれども、これも項目自体、暫定的といいますか、この会議に先行する研究会で立てたものでございますので、一応の枠ということは前提にして意見をお願いしたいわけですが、その意味で、説明の部分は非常に簡略になっておりますから、この説明に対して何かを言うというよりは、例えば前文でどういうのを盛り込むというような、実質的なお話が何えればそれでよろしいかと思えます。

まず項目①の「前文」ですけれども、ここでは前文を設けるとすれば、文京区の区政運営の基本理念を示すということが上げられております。時間の省略のために、このブルーの報告書については研究会報告書と略させていただきますが、研究会報告書では、ガバナンスでありますとか、公私協働といったような考え方を基本理念として提示しているところですが、それにとどまらず、前文としてこういったことが考えられるのではないかと、あるいは独自に前文に盛り込むべきことでこういうことがあるのではないかとこの点についてはいかがでしょうか。やや抽象的な話でもありますので、あるいは個別の事項を検討した後でまた、この前文につきましては、再度ご検討いただくという方法もあります。

吉田委員 早速でございますけれども、この前文の、今おっしゃった、短い説明ですがということだったんですが、ちょっと私は字句に引っかかるというか、つまり、そこは文京区の区政運営の基本理念なのか、文京区の区政の基本理念なのかというところが、もうちょっと厳密に考えてみたいという気がするんですが。私の考えでは、ここはむしろ区政の基本理念ということなのではないだろうかというふうに感じたんですが、まさにこの前文というのは、例えば日本国憲法であれば日本国憲法でうたわれているような、非常に格調高いというか、本来であれば、この文京区の区政そのものの目指す価値というか、そういうものについてのものになるのではないだろうか。もっと具体的に言わせていただきますと、多分それは、私の考えでは、この「文の京」基本構想の前文の当たるところにおける、この文京区政の目指す価値というか、そのところと共通するものではないのだろうかというふうに思いつつ、改めてこの「文の京」基本構想を読ませていただいのですが、失礼ながらというか残念ながらというか、ちょっとこの「文の京」基本構想の中から文京区が目指す価値のところが伝わってはいりません。さて、では区民憲章の中でそれをどのように表現することになるのかなというふうに思ったんですけれども、まず最初、区政運営の基本理念なのか、あるいは区政そのものの基本理念なのか、そのところについてはいかがなのでしょう。

齋藤副会長 その前にちょっと確認として、吉田委員にお伺いしたいのですが、区政運営ということだと、狭い意味というか、そういうニュアンスがあるということですか。

吉田委員 私が感じられるのは、ここで大きな意味の、区政を目指す理念という区政の実現すべき価値そのものを、この前文の中で出すべきなのではないのかなというふうに感じるのですが。

沼沢委員 私はこの区民会議の前の研究会からずっと携わってきました。確かに運営という、具体的に何か手段を尽くして何かを実現する。目的と手段というような2つの概念で、もし切り分けると、こういう手段の方にやや重きを置いた表現かなという気がします。一方の区政の基本理念という、もっと目的まで踏み込んだ、区政の基本理念といった方が少し幅広いような感じがしますね。ここの説明で区政運営というふうに言ったのは、事務局、私も含めて、大きく非常に意識してつくっていたかという、ちょっとそうではないように思います。この水色の報告書の36ページでは、前文のところで自治体の基本理念となっています。前文にどのような内容を盛り込むかということ自体をここで、今、吉田委員からいろいろ話をされて問題提起されましたので、そのこと自体が1つの大きな議論といえますか、議論をされればいいのかと思います。

今の時点での私の印象を申し上げますと、基本構想自体はいろいろ、何をやるかという行政の基本政策というような表現でやっています、どういう中身を10年間で文京区はやるべきかということ。その背景には区民がありまして、区民が実際に行政をやっている我々に、こういう区政の中身の仕事をやってくださいという、言ってみれば仕様書みたいなものですね。区政運営という表現をすると、こういう仕事をやってくださいと言いましたけれども、どういうふうにするか。例えば区民参画でやったり、いや、もうそこは行政が自らやってください、行政内部でやってくださいとか、いろいろなやり方があります。我々がつくりようとしているこの区民憲章や自治基本条例というのは、ある意味で進め方、手段というところはかなり重きを置いて認識しているところもありますので、そういう意味で、この資料をつくる中で、余り違和感なく区政運営という表現が出てきたのかなという気がします。私もつくった1人の当事者ではあるんですけども、余り区政運営というところ、今、私が申し上げたような意識を明確にして述べたものでは必ずしもないと思いますので、むしろ皆さんから議論をいただきたいなと思います。

ただ、もう一度繰り返しますが、目的、文京区政の中身はこういうことをやってくださいということよりは、区政の進め方はこういうふうに進めましょうというのが区民憲章（自治基本条例）の中心的な部分ではないのかなということからすると、あながちこの区政運営という表現も間違いではないと思うんですが、ちょっと運営という、やや概念的に低いレベルに響きがありますので、そこは研究会の報告書のように、自治体の基本理念というふうに言ってもいいのか、そうすると逆に少しあいまいになるのか、これはやはり先ほど副会長が言われたように、少し全体を議論してからまた戻って議論するというようなこともいいのかなというふうに考えております。

斎藤副会長 吉田委員、いかがでしょうか、今の説明については。

吉田委員 私も組織運営の当事者になったことがありまして、おっしゃらんとすることは極め

てよくわかります。では、仮にこの区民会議で、基本理念そのものについて議論するのかと、それをこの会議で決められるのかという問題になったら、またこれは大きな問題になってしまって、だから僕は、この「文の京」基本構想の中に、今、私が言わんとした、文京区の目指す価値であったり、そういう理念というものが明確になっていけば、私、ここで多分言わなかったと思うんです。これをやった人に大変失礼なんですけれども、この基本構想の中に残念ながらちょっと感じられなかったものですから、あるいは、もしこちらにそれがあれば、僕は極端な話、区民憲章の中に、その構想に書かれた理念をそのまま持ってくればいいのではないかと実は思っていました。ですから、ちょっと自分の答えになりませんけれども、おっしゃるところはよくわかりますので、区民憲章というものは今おっしゃったように、言ってみればその手順であったりルールであったりということなんだというふうにおっしゃられるのであれば、そういうことでもよろしいのかなと思います。

齋藤副会長 もちろんこの研究会の方では、そういったいろいろな観点が前文あるいは理念の中に入るということを考えまして、36ページにあるように「自治体の基本理念」と。ですから、そこには行政や議会の区政運営というだけではなくて、住民であるとかNPOであるとか、そういった人々や団体も含めた意味での文京区のあり方、特にそこにおける参画のあり方というものも含むというわけで、行政に対する指針である基本構想とはおのずと違ったものがあり得るという意識はしております。前文に関しまして、具体的にはもう一度戻ってくるということは留保いたしますが、今の吉田委員や沼沢委員のやりとりもありましたので、ここで何か前文そのものについて言っておきたいという委員の方はおられますか。

名方委員 基本的な質問なんですけれども、これは文京区の区民憲章ですよ。例えばこれから統合、廃合があって、文京区と荒川区が一緒になっちゃったとか文京区と千代田区が一緒になっちゃったと、そういうことがいろいろ考えられ得るわけですよ。そういうときでも、当然担当するエリアが変わるだけであって、そこに置いているコンセプトというか基本的なことは変わらないというふうに僕なんかは受け取りたいんですけれども、その辺のところはどうなんですか。

沼沢委員 全国的には今、市町村合併が非常あちこちで実現をし、また加速されつつあるわけなんです。東京都の中でも多摩地区においては、大分昔になりますけれども、今のあきる野市が五日市町と秋川市でしたか、合併して、つい最近では保谷市と田無市で西東京市ができました。しかし、23区の合併を23区の中で議論するということは、今のところありません。平成12年に特別区の制度改革がようやく実現して、今、清掃事務が東京都から移管されて、まだ完全な形での移管がないというような状況の中で、23区の合併を論ずるといのはまだ条件が、全国的な市町村合併とはちょっと違う次元にまだありまして、現実的ではないという感じがします。今の具体的に、例えば区民憲章を文京区が単独でつくって、例えば近接の区の合併ということになると、これは全部、条例から何からすべて見直しになると思います。したがって、確かに区民憲章とい

う基本的なものであっても、例えばそれが無い区と合併したときに、すぐこの区民憲章が合併とともに生きるのか、あるいはなくなるのかというのは全く未知数ですね。合併する際にまた別の問題として、合併の条件として議論されるべきものだと思います。しかし23区の合併というのは極めて難しいものでありまして、財政的にもすぐ俎上に上るようなことはちょっと考えにくいというふうに、合併そのものについては考えています。

斎藤副会長 ちょっとこちらから補足しますと、合併した場合の憲章の効力とか、そういうことについてまでは研究会では明示的な検討対象にはしておりません。差し当たり現在の文京区の区民憲章としてどういうものが考えられるかということです。ただ、ややそれと関連したことについて、議論の前提といいますか項目として考えておりましたのは、他の特別区、近隣する特別区との連携関係とか、あるいは東京都との関係等についても何かしら区民憲章の中で盛り込めるのか盛り込めないのかという、現在の制度を前提にした連携とかあるいはそちらへの働きかけといったようなことも項目としてあり得るのではないかという意識はしておりました。しかし、差し当たりの任務として、この文京区においてどう考えるかということでございました。

よろしいですか。前文について、そのほかにございますでしょうか。

それでは、その次の[2]の総則ということですが、これは非常に形式的な話でありまして、こういった条例、特にある程度の条文数を持った条例をつくる場合には、その説明のところに書きましたように、目的の規定ないし使用する用語の定義を行うという部分、極めて形式的な話でありまして、目的をどうするかとか、あるいはここで例えば住民という用語を定義するとすれば、その住民にどういう人々を含むべきかというような実質の部分は、また個別論点の、次のページの2で出てきますので、ここでは総則という項目、目的規定・用語の定義規定を置くということについてのご意見ということになります。ですから、恐らく余りこの形式についてはないのかもしれませんが、いかがでしょうか。総則というものを置いて、そこで目的規定、用語の定義規定を盛り込むことは既に文京区でつくっておられる条例等についてもこういう総則規定は持っておりますし、当然ながら国の方でもこういったことはございます。

それでは、ここはよろしいですね。また何か後でありましたら会議ないし個別のご意見としてお寄せいただくと。他の項目についても同じ進め方にいたしたいと思います。

[3]の「基本原則」というところですが、ここでは研究会の方でガバナンスという考え方を打ち出したこともあり、ガバナンスの考え方について基本原則として規定するというのを上げております。この点についていかがでしょうか。

ここもある程度前文と共通でして、もう少し具体的な内容について議論した後で戻ってくる問題かもしれません。これも、ただ枠としてはこういった基本条例をつくる場合には、基本原則を掲げる場合にはそういった基本原則に対する規定、条例全体を形づくるような基本原則について先に掲げるというのが1つのあり方であろうとは思いますが、何かございますでしょうか。

佐藤委員 内容というよりは形式面なんですけれども、ガバナンスというのはいわゆるカタカナ語なんですけれども、最近自治体であるとか、国においてもそうだと思うんですけれども、割と片仮名でなくて日本語で表記をする方が望ましいのではないかなという流れがあると思うんですけれども、これは条例の中に片仮名を使うということで書かれているという理解でよろしいのでしょうか。

斎藤副会長 いや、それはここでガバナンスの考え方とありますように、条例の例えばタイトルでありますとか、その内容においてガバナンスという片仮名の言葉を使うべきだということはありません。むしろ研究会の報告といたしましては、そこでガバナンスと表現した事柄の实质ですね、内容について規定するということです。

佐藤委員 わかりました。

名方委員 もしそうだとすれば、ガバナンスというコンセプトを入れてガバナンスを使ったのではないとされるのならば、僕はガバナンスという言葉よりも、さっき佐藤委員がおっしゃったような日本の言い方をした方がいいと思うんですね。ガバナンスなんだよと、ガバナンスはこういうものなんだよと、だからこういうふうを考えているんですよというのでしたらガバナンスという言葉を使ってもいいと僕は思うんですけれども、むしろはっきり言ってほとんどの住民の方、これはアンケートをとったらおもしろいと思うんですけれども、理解できないと思います。ガバナンスって何ですかと行ってきちっと説明できる方が、ここに傍聴の方もいらっしゃいますけれども、こうですと言える方がいいと思います。私の感覚ではないだろうと。だったらもっと長くてもいいから、ここに協働協治とありますけれども、そういう言い方を説明して、こういうことですよというふうにされたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

斎藤副会長 ほかの委員の方々はいかがでしょうか。

もちろん最近の行政運営のあり方等について適格に日本語であらわすということもありますが、それよりはガバナンスと言われる言葉が最近の望ましい動向をキャッチしている部分があるのではないかなという研究会の森田会長のご意見もありまして、事務局の方ともすり合わせをして、研究会報告ではガバナンスという言葉を使ったわけです。しかし、言葉よりはそれに盛り込まれるべき内容の方が重要であることは間違いありません。そこについては前回の協働協治であるとか公私協働、それから報告書でいいますと26ページ、27ページになりますが、これはまた日本語でわかりにくいと言われるかもしれませんが、活私開公といったような言葉を使ったりしています。

ただ、先ほどの佐藤委員のコメントに補足するとすれば、従来日本の法律では、逆に片仮名とかアルファベットを使ってはいかんと、とにかく日本語ないし漢語で表現しなさいと。だからNPO法というのも正式名はそうでないで、それが少し柔軟になって使ってもいいのではないかなという方向があって、そこからまた片仮名ばかりでわかりにくいと、むしろ日本語でわかりやすい言葉があれば適格な言葉でという流れではあるかなと思います。

この基本原則の部分で、ガバナンスという言葉についてここで議論しておくのも非常に重要だと思いますので、他の委員の方々もいかがでしょうか。その項目整理一覧だけだと何のことやら、「ガバナンスの考え方」としか書いてありませんから、研究会の報告書をお持ちの方は、先ほどの繰り返しになりますが、26ページから27ページ、「(4) ガバナンスとは」というところの前の部分、文京区で最近積み重ねてきている住民参画のあり方あるいは行政運営のあり方、実はそれを最近の用語でいえば、これはガバナンスに当たるのではないかというのを(4)の前で言っていて、ガバナンスという言葉のできるだけわかりやすい説明を研究会としては努めたつもりです。

菅沼委員 この憲章は区民の憲章ですよ。そういう意味でも、ガバナンスという言葉はどうかと思います。報告書を作られた方は、もう1年も2年もやられて十分に理解されていると思うんですが、区民に全部理解してもらいたいということになるとこれはちょっと問題が出るんじゃないかと思います。そういう意味では先ほど佐藤委員が言われたような、わかりやすいものにしておいた方が区民の皆さんにはわかるのではないかと。区民の皆さんに参画してもらわなければならないのだから、初めからわからないようなことを出されたのでは問題が出るのではないかと思います。

斎藤副会長 どうもありがとうございます。

松本委員 今、これ、順番にお話ししていくのかなと思ってお伺いしているところなんですけど、ちょっと提案といいますか、できましたらこの2枚目の個別論点の方に入ってというか、こちらの方を話し合っ、整理一覧の方は皆さんのお話がまとまってきたらこちらの方に整理していくことができるのではないかなという気がします。今、例えばガバナンスとかというのも、こちらの方のお話がある程度進めばと思うんですが、いかがでしょうか。

久住幹事 事務局としては、皆さんがわかりやすいよう、イメージしやすいようにということで資料をつくったので、今のご発言のように、この項目に沿った形だとやはり皆さんが発言しにくいということであれば、特に事務局の方としてはこだわりは持ってございません。自由な形で言っていただいても一向に構いません。こちらの方でまとめの作業の中でやってまいりますので、ご発言をたくさんいただけるような形で進めていただければと思っております。

斎藤副会長 事務局の方からそういう説明がありました。先ほど会合で、毎回席順を変えた方がいいんじゃないかというときに「スムーズな運営」という言葉が出ましたけれども、それはやや誤解を招く表現で、それは自由に議論していただくためには席を固定せずにいろいろというのと同じでありまして、この項目整理と個別論点も、いきなりフリーディスカッションですと、ややかえって意見が出にくいかなというので事務局の方で用意したものでございますから、前文、総則、基本原則のところの雰囲気から見ますと、むしろより具体的な2ページ目の個別論点の方を議論して、なお、さらにそれにとらわれない議論をした後で、時間があれば項目整理一覧の

4以下に戻って来ると、こういう進め方を私としても提案したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

藤原委員 やはり進め方についてなんですが、きょうこれを、多分項目整理の方はこのような順番になるだろうという順で全部やって、それで論点の方は論点の方でやるという、これが今日やることの内容、全部なわけですね。

齋藤副会長 そうです。そのほかのフリーな、自由な意見交換の場でもありますけれども。

藤原委員 そうすると、ざっと流して、かなり忙しいという感じになりますが、もうちょっと絞ってやった方がいいんじゃないかという気もするんですけども。

齋藤副会長 今の点につきましては、先ほど私が修正提案した進め方で、1つ留保をするのを忘れたんですが、ガバナンスの考え方あるいは用語ということについては、かなり意見が出ていますので、今、3ということで議論している基本原則、基本的な考え方、あるいはそこでの用語について議論して、その後個別論点の方に移りまして、それでなお時間がありましたら1ページ目の4以下の個別の項目立て、あるいはこういう立て方自体についての方に戻ってはどうかということをご提案いたしますが、いかがでしょうか。

藤原委員 では、これを全部、今日中にやらなくてもいいということですね。

齋藤副会長 ええ、それはもちろん。重点的に現在詰めておいた方がいいというのがあればそちらをやって、なお残ったものについては、最初に申しましたように、これはあくまでも自由な議論のための素材でございますから、残っても別に問題はないと思います。

よろしいでしょうか。

藤原委員 ちょっとガバナンスについても意見を言わせていただきます。

齋藤副会長 「基本原則」のところへ戻ったということですね。

藤原委員 はい。ほかの区の様子なんかを聞きましても、やはり検討委員会の段階ではガバナンスという言葉がかなり出ていたようですし、飛び交っていたという話なんですけど、やはり起草の段階になるとわかりにくいということで日本語に直したといういきさつもあったようなんですけども、この「総則」のところ用語の定義なんかを行う場合も、そこでやはりガバナンスに触れないわけにはいかないだろうし、そこで全部言ってしまうとまた長くなるだろうしということもあるし、やはりちょっとこれはかなり検討を要するんじゃないかと思います。

齋藤副会長 ほかにいかがでしょうか。

2つに問題を分けた方がいいと思うんですね。1つはガバナンスという言葉が条例及びその説明等で今後使うかどうかという用語の問題。もう1つはそれで表されている内容ですね。これは前回の私の話の中でも説明しましたように、新しい協働である。協働というの、紙がないと間違えてしまいますけれども、力が3つに人偏の「協働」、26ページ、27ページに出てくる「協働」ということで、しかも、そこでは、行政なり区役所が中心になる活動だけではなくて、もっ

と区民なりNPOなりが中心になって行う活動においても協働というのを考える。したがって、従来の先行している自治基本条例が考えている協働というよりは、より包括的であり新しいものを含んでいるんだという観点で、それをガバナンスという言葉で表現した。そういった内容の点と用語の点で、用語についてはある問題があるということは、きょう、今までのご意見でもわかりましたから、今後のこの会議の運営でも、何かそれに代わる日本語で、研究会の報告書に出てこないような、より区民にわかりやすい言葉があればどんどん提案していただきたいと思います。

情報提供として申しますと、例えば杉並区の自治基本条例ですと、前文では「協働」ということ、あるいは「自治のまち」といったようなことを述べておられます。それから二セコ町の基本条例の1つの鍵となる言葉は「情報共有」、まちと区民が情報共有することです。しかし、これは私の感想でいいますと、そういった包括的な協働型の自治を表現するには、「情報共有」というのはやや狭いかなという気はいたします。両方の問題があるということを指摘しましたが、どちらについても構いませんが、どうぞ。

名方委員 内容については問題はないと思うんですけども、要は、さっき指摘したのは、ガバナンスという言葉は英語ですよ。ですから、欧米の社会の中においてつくられたバックグラウンドがあって、それなりのものを意図する。それを内容的に一生懸命「協働」であるとしているわけです。それはわかるんですが、もしガバナンスという言葉を使うのであるならば、それを広げていこうとするならば、逆に、例えば「協働協治の考え方(ガバナンス)」みたいな形にして、「ガバナンス」というのが一つの新しい、今まで日本にない概念なんだから、それを言葉として定着させるというのなら構わないと思うんですけども、最初からガバナンスといっても、そうすると誤解を招くんじゃないかなというふうな感じがします。明治のときに例えばソサエティー、それは英語かフランス語かドイツ語か知りませんが、それを社会と訳したわけですよ。戦後もデモクラシーというのを民主主義と訳したわけですけども、ではデモクラシーと民主主義は違うのかという議論が延々として終わらないですから、つまり我々の言葉で言えるのはこれだと。これは欧米でいえばガバナンスなんだよと、こういう内容なんだよという形で行った方が、一般住民のレベルからはわかりやすいなというふうに僕は思います。

斎藤副会長 ほかにいかがでしょうか。

須藤委員 私も今の名方委員のご意見と同じでして、やはり対象が区民ですから、区民がわかる憲章じゃなくてはなりませんので、そういう意味からは、もしガバナンスという言葉を使うのであれば、先ほど名方委員がおっしゃったような形で、きちっと補正してこういうものだよということを提示してから使うということがいいんじゃないかと思います。

斎藤副会長 ほかにご意見はいかがでしょうか。

吉田委員 斎藤先生が指摘されましたように2つの意味、その言葉の方の問題は、大方の方がおっしゃられたとおりだと思うので、要するに、この区民憲章の中に、ガバナンスというか別の

言葉を使うとして、まさに区民憲章の基本概念として、このガバナンスという考え方を置くということには賛成です。それでよろしいと思います。

齋藤副会長 言葉の問題ということになりますと、それはぜひ個別の項目について、夏休み、委員の方々に検討をお願いするというのとあわせて、ぜひ「ガバナンス」にかわる、文京区民にとってわかりやすい言葉をお寄せいただきたいと思います。

それでは、「基本原則」については、差し当たりこれで閉じてよろしいでしょうか。

それでは、先ほどの進め方に従いまして、個別論点の方に移りたいと思います。

次のページですけれども、こちらには研究会で個別に検討項目として指摘した項目が6つ上げられております。まず項目1ということで、区民憲章と他の条例との関係です。ここは、区政運営というのは区政という言葉にした方がいいのではないかと、あるいはその両方の方についてどうかということはちょっとまだ留保した上で、区政ないし自治体運営全般、あるいは区政の基本姿勢を示すもので、最高のルールであるという性格（最高規範性）を持たせることが必要となりますということです。前回の私の話でも、形式面での最高規範性というのを持たせるというのはなかなか法律的な話としては難しいということは申したわけですが、それでも、その他の観点から最高規範性を持たせるという論点になりますが、この点について何か報告書の論点整理の部分、あるいは独自のご意見、質問等がございますでしょうか。

報告書の個別論点ですと、念のために申しますと38ページから39ページについて現在の標準的な考え方を整理し、参考資料を若干書いてございます。

具体的にどういう中身、あるいは実質によって最高規範性を示すべきかということにつきましては本文の19ページ以下で、前回の繰り返しになりますが、実質的には自治体の憲法なんだと、それを担保するためにはどういうことが必要かということを書いたということになります。

名方委員 基本的なことをお聞きしたい。法律的には憲法との関連はどういうふうになるんですか。最高規範ということをやむするべきだと私は思うんですけれども。

吉田委員 参考までに質問させていただきます。法律として、住民基本法をつくるべきだという議論がございますよね。その住民基本法と住民基本条例との関係の中で、この住民基本条例に最高位性といいますか、優位性を持たせるべきではないかという議論があると思いますけれども、その住民基本法の制定の可能性といいますか、動きといいますか、今、質問の出た憲法とも関係するんだろうと思うんですけれども、若干ながらちょっとお教えいただければと思います。

齋藤副会長 では、研究者としての観点から私が、一般的というか、お答えいたしますと、まず憲法との関係ですけれども、報告書やここの項目整理、個別論点一覧でいっております最高規範性といいますのは、あくまで文京区という自治体がつくるルールの中で一番上位にある。文京区がみずからの権限でつくることができるもの。それは現在の法律のもとでは条例ということになるんですが、その文京区がつくる条例の中で実質的に一番上位になるという意味で使っている

わけで、当然ながら日本国憲法よりは下位にあるというのは前提でございます。ただややこしくしてしまうだけかもしれませんが、参考のために、自治体の中で、他の個別の条例に比べて自治基本条例が優位にあるということを言うために、その自治基本条例というのは憲法を具体化した条例なんだと。憲法の、特に地方自治の保障の部分ですね、地方自治の本旨で、日本国憲法では自治体の活動が一定程度保障されていますから、それを具体化する条例なんだと。ですから他の条例よりは優位にあるというようなことを言う場合があります。しかし、その場合でもあくまで文京区という自治体の中での話がまず来るということですね。

2番目、吉田委員のご質問ですけれども、いわゆる自治基本法といわれるもので、これは自治体や研究者の中で自治基本法というのをつくるべきだという主張は強まってきております。それはなぜかといいますと、これも前回若干お話ししましたけれども、現在の地方自治法というのは自治体、特別区である文京区も含めて、自治体を縛り過ぎている。事細かに縛っていて、逆に国に対して自治体が何か主張するときに、それを防御するものとしては使いにくい。そこで憲法の地方自治の理念に則った、自治体運営や住民自治の基本原則のようなものを基本法という形で書いて、今の自治法にとってかえようという動向であります。しかし、これは短期間のうちに政治日程で実現するというような状況には、客観的に見てないと思われまます。そこで自治基本条例をつくらうという運動なり動きの中にも、自治基本条例でかなりいろいろな内容を盛り込んで、将来的には各自治体で基本条例に盛り込まれたような内容が、国の方でつくるであろう、将来の自治基本法に盛り込まれるべきではないかと、そういう議論はあることにはありますが、それはかなり息の長い話でありまして、自治基本条例をつくって、中期的というか、つくったその日からという語弊があるかもしれませんが、自治基本条例を生かした自治体の個別の施策をやっていこうという考え方とはやや距離がある考え方だと思います。

よろしいでしょうか。

名方委員 ということは、今、国の流れがどんどん官から民になって、地方自治体にいろいろな権限を委譲しようという大きな流れがありますよね。その中で実際に何かをやらうとすると、みんなこれは条例を変えればいいのかという議論が出てくるんですよ。ところが条例を変えるためには、その中で実際地方自治体の区議会の承認をとらなければいけないとかということがあるわけですが、それを超えた上のレベルのものだということであるならば、それに沿った形で、そういうことをしなくてもこれに合致しているということで判断をすればいろいろなことがやれるということなんですかね。つまりそれはだれが判断するのか、首長が判断すればいいのか、できちゃうのかなど。要するに、具体的に、本当に今まではあらゆるところでがんじがらめで動かないですよ、それを取っ払う役割をこの憲章はあるというふうに理解していいんでしょうか。

斎藤副会長 それはまさに自治基本条例がその後の区政運営をどのように導くか、あるいは強い言葉でいえば拘束するかという問題ですね。それはまさに定められた内容ですよ。非常に一

義的な内容、例えばこういう問題についてはこういうタイプの住民参画をするとはっきり書いてしまう、あるいはこういう問題については連合町内会の意見を必ず聞かなければならないと、そういう書き方を仮にしたとします。そうすると、個別の条例をすっ飛ばして、この条例が直接に効力を持って適用されるということはあるかもしれません。しかし問題なのは、最高法規制を確保するのは形式上難しいと私がるる申しておりますように、個別の条例が後で出てきて、必ずしも自治基本条例とマッチしていないんじゃないか。そのときに、その個別の条例は自治基本条例違反で無効なのか、ゼロなのかというと、これはなかなかゼロだとは言えないんですね、形式としては同じ条例ですから。そういう問題はございます。もちろん区政あるいは区のあり方全般に対する拘束のあり方というのはまさに何を盛り込むかによると思うのですが。

今井委員 単純な質問で申しわけありませんけれども、私、きょう2回目でございます、こういう立派な報告書ができておりますよね。これは相当揉んでできてきたと思うんですけども、私たちのこの委員会というのは、これについていろいろ意見を出して、将来的には一応条例みたいな形につくっていくんでしょうか。ちょっと流れがわからなかったものですから。

斎藤副会長 文京区で基本条例あるいは区民憲章をつくるというのをまず区役所で検討がされて、その付託を受けて学者を含めて、この研究会報告書が出されました。それをより具体的な基本条例の内容にしていくには、そこに盛り込もうとしている内容との関連で区民参画というのが非常に大事である。その区民参画の場の一番重要な場としてこの区民会議が設定されたということですので、先行して検討して、こういう方向でどうでしょうかというのが研究会案でありますから、それで間違っている。例えば先ほどのガバナンスという言葉、これは余にもわかりにくいのではないかとということがあれば、当然そこは批判していただいて直していただければいいわけですし、基本的なガバナンスの背後にある考え方や項目整理についても何か問題があるところがあればどんどん出していただいて、さらによりよい条例制定に向けての原案の原案といいますが、そういうものをつくっていこうということだろうと思います。

項目1、他の条例との関係のところでご意見をどうぞ。

山田委員 今回のこの区民憲章、憲法をやっていることなので非常に中核的な部分なんだろうという感じがするんですけども、憲法というと、割と日本国憲法もそうですけれども、相当ロングスパンの普遍的なものを宣言しているようなイメージがあるんですね。そうしますと、今回のこの憲章がどのぐらいのスパンでの普遍性を求めていくかというイメージによって、書きっぷりもひょっとしたら変わってくるのかなと。例えばガバナンスというのは確かにすごく今はやりですね。ガバメントからガバナンスということではやっているんですが、このコンセプトが例えば20年、30年、あるいは50年のコンセプトなのか、ひょっとしたら50年ぐらいのスパンで考えると、もう自治という言葉ぐらいしか生き残らないかもしれないという気がしないでもないんですね。ですからそこら辺の、今回のこの憲章というのはどのぐらいのスパンで考えていくような、

それによって普遍性、逆に抽象的になってくるような気がしますし、それが1点。

もう一つはこの憲章の性格だと思うんですけれども、例えば法律の中でも基本法みたいなものを一種宣言法的に出して、実務的なものはそれにぶら下げているような形という体系があると思いますけれども、これも一応宣言法的に出していったら、あと、例えば情報公開なら情報公開の条例の方に実質的なものを委ねるとか、そういうふうなぶら下がりの構造の中軸の性格を持つのか、これ自身が一つの自己完結をしていて、何か実施の部分まで視野に入れるかで書きっぷりも変わってくるのかなと。そこら辺はいかがでしょうか。

沼沢委員 何年ぐらい持つのかなという議論は、区の内部では、研究会の内部でも、実はそういう議論はしたことがありません。基本条例というからにはそう頻繁に改正は当然あり得ないだろうと思うんですが、例えば研究会じゃなくて、我々事務局レベルで議論をするときに、端的に言うと住民投票が、ちょっと最近下火ですけれども、原発の立地をめぐってある自治体では住民投票がやられたりということで非常に話題になりました。この住民投票制度をめぐってはいろいろ、伝家の宝刀としてはいいけれども、抜くときの抜き方は非常に難しいです。これは議会制との関係もありますね。

これは先ほどの自治基本法、今の地方自治法の体系との関係もあって今の地方自治法の枠内の中で条例ができますから、今の地方自治法を前提として当然考えているわけですね。今の地方自治法が言ってみればどれぐらい持つのかということとも関連するんですが、少なくとも今の地方自治法の体系が続く限りは続けられるようなものにしたいなと私自身は思っています。そうすると非常にいろいろな議論が、住民投票制度というのはこの自治基本条例、区民憲章に盛り込んだ方がいいのか、あるいはそれはまた別の条例をつくるのなら別につくった方がいいのかということ考えたときに、今回の区民憲章に住民投票について、ここ一、二年ですぐに入れようということについては、私は少し慎重になるべきではないのかなと思います。

今の山田委員のお話に対して答えにはなっていないかもしれませんが、やや普遍性を持った長持ちするもの、そう頻繁に改正をすることを予定しないものというふうに考えてつくるべきではないのかなと。それで付随するいろいろな議論が出てきて、住民投票なりあるいはパブリックコメントとかいろいろなことが、今地方自治をめぐって言われていますけれども、そういうのを個別の条例で決めていくという考え方が当然あるのではないかと。

それから、情報公開という問題がありますが、既に文京区では情報公開条例がありますし、既にある条例との関係からいっても、屋上屋を重ねるような規定をつくるよりは何か普遍性のあるものをつくった方が、少し条文の数は少なくなって寂しくなるのかもしれませんが、それはそれでいいのではないかなというような感じが現時点ではしております。またいろいろな議論があって、増やした方がいいかなというような発言になるかもしれませんが、今の段階ではそんなふう考えているところです。

齋藤副会長 自治基本条例の性格と、改正等々との関係でどれぐらいの期間を考えるのか。

それから山田委員の方からもう1点、具体的な個別の仕組みについてまで書くのか、そうではなくて、それはそれに則った個別の条例によるのか、ぶら下がり方式と山田委員は表現されましたが、そういったタイプなのかと。この2つの問題について何か、他の委員の方々のご意見はございますでしょうか。

研究会での議論、あるいは私の個人的な見解も入りますけれども、未来永劫改正させないというようなことは考えておりませんで、それは例えば報告書の23ページですけれども、自治基本条例で規定されたような内容に基づいていろいろな施策が展開していく。そこで逆に、基本条例はここが足りないじゃないかとか、ここはこうの方がいいんじゃないかというのがフィードバック、個別の政策から自治基本条例の見直しといったような方向への流れが出るようなことを一応は考えておりました。

それから2点目の非常に個別のこと、先ほど沼沢委員が指摘されましたような、例えば住民投票の、こういう場合に住民投票をするかしないかとかそういった手続とか、そういった細かなことまでは恐らく規定しない。もう少し一般的な段階での考え方を規定するんだろう。それは先ほど個別論点の前の項目整理一覧でも、こういう形で書くということは、さほど個別の、既にある情報公開条例をここに入れ込むとか、そういうことを考えているわけでもありません。ただ悩ましいのは、余りに抽象的な内容あるいは理念だけですと、何のために規定するのだということになってしまいますから、その中間のラインをどう出して、しかも使える条例にするのかというのが課題であると、そういう指摘はしてあります。

藤原委員 自治基本条例はやはり住民参画のルールを決める条例だと思いますので、やはり住民がわかりやすいのがいいと思いますし、また住民参画が進む中で、それこそフィードバックとおっしゃいましたけれども、見直していくとか、育てるといった、成長する条例ということも考えられますし、今の段階で必要だと思うものは入れていいんじゃないかと思います。

あと、住民投票などは、細かいルールはそれこそほかの規則とかそういうので決めるとしても、住民投票が住民が請求できるというようなことぐらいは入れた方がいいんじゃないかと思います。

齋藤副会長 そのほかにいかがでしょうか。

フィードバックとかとらえ直しとか、具体的な手法としては、他の先行する条例の例では、例えば見直し条項を置く、例えば5年ごとに見直すとかそういう形で担保しようというものもありますが、もう少し実質的にということになりますと、例えば自治基本条例の内容としての政策評価というような観点を入れますと、自動的に自治基本条例も含めて政策評価の対象となって、おのずと、より育てるといふか、改善が図られていくだろうというような観点もあろうかと思えます。

項目1については差し当たりそれでよろしいでしょうか。次に移ってもよろしいですか。

それでは個別論点一覧の方に戻っていただきまして、項目2「住民の概念」です。これは前回も少し意見が出ていたところでありまして、非常に重要な問題ですが、説明としては、文京区のような都市自治体においては、住民の概念、概念というのもわかりにくいかもしれませんが、住民としてどういう規定を置くかについて幅広い観点から検討する必要がありますということで、研究会の報告書では40、41、42ページが現在の考え方を、標準的な考え方を整理しているところです。自治基本条例において住民というものをどう考えるかという論点ですが。この点についていかがでしょうか。

名方委員 これはこの間もちょっと提案しましたけれども、私は住民よりも市民という言葉を使ったらどうかという意見なんです。住民は文京区に住んでいる人たちということですが、それだけではなくて、通っている人ももっと幅広いですね。それから、先を見たときに、さっき言いました、文京区が広域化するかもしれないと、千代田区と一緒になるかもしれないといったときに、普遍性を持たせるならば住民という言葉よりも市民。ただ、私の理解では、市民というと、どちらかというと市民運動のようなニュアンスが多くて、そのような印象があると思うんですが、むしろ逆に、ここはさっきのガバナンスと同じで、これから住民よりも市民という形で、個人が自分の責任を持って何かをやるみたい、そういう意識を持った人がいるんだ、そういう人を対象にしているんだというふうにした方がいいのかなという感じがしたものですから、住民か市民かという議論だけではないと思いますけれども、ちょっと一考していただければよろしいんじゃないかなというのが私の意見です。

斎藤副会長 これも言葉の問題と中身の問題と両方でありまして、自治基本条例が対象にする人々や団体のことをどう呼ぶかという言葉の問題と、それから、実質、どういう人々や団体を念頭に置いた、あるいは対象、対象というとなんか消極的ですけども、かかわっていただくかという意味では、主体的な範囲の問題ということになります。いかがでしょうか。

吉田委員 この点に関しては私の考えは全く単純でございまして、区民憲章ということからしても、これは区民の概念でいいんじゃないのかなと思います。当然区民といえば住民票を持った住民、生身の人間もいますし、あるいは昼間だけ文京区に来る勤務の人であったり学生であったり、あるいは前回も出ましたように企業であったり、あるいは何かの団体の所属、所在地がこちらにあると、言ってみれば文京区に在住するといったらいいんでしょうか、あらゆる対象になるのではないのかなと。もちろんその人たちの、言ってみれば権利義務というのはそれぞれまた変わってくるだろう、違って来るだろうとは思いますが、とりあえずここでいう概念は区民ということによろしいのではないかなと思います。

斎藤副会長 言葉というか、概念としては区民という言葉を使って、その中身としては、今おっしゃったように、それこそ自治法上の住民、そこに住んでいて、住民登録している人だけではなくて、そこで働いている人、学んでいる人、そこで活動している企業であるとか団体も含むと

というような観点ということですが。ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員 先ほども少し話が出ていましたけれども、区民憲章で手続的なものをどこまで細かく規定するのか、あるいはもうちょっと理念的なところを取り出して規定するのかというのともかかわってくると思うんですけれども、例えば住民投票というようなことを考えた場合、ここで定義した区民なり市民というものがすべて住民投票を実施する場合の対象になるのか、あるいはそれについてはまた別の条例で規定をしていくのかという議論とも絡んでくると思いますので、ちょっとその辺の整理が必要かなと。恐らく住民投票というようなときにどこまで範囲に入れるのかというのと、理念的なことを論ずるときにどこまで範囲に入れるのかというのはおのずから少し違ったところがあると思うんですけれども。

斎藤副会長 そうですね。定義なり用語のところでも広く包摂したとしても、具体的な内容によっては、そのすべてが必ずしも個別のもの全部に参加する権利が自動的に生じるものではなくて、そこは区別がそこであったり、あるいは住民基本条例自体では同じようなことを規定したとしても、個別の条例でまた違った参画の仕方を規定すると、その切り分けは当然必要でして、その辺も意識して、1ページ戻ってもらってその項目立てですか、ここでは区民、コミュニティー、事業者、非営利団体、議会と、むしろ参加する主体ごとに少し一般的な規定ができないかなということで項目を立てたということになります。

恐らくここでの[4]の区民という場合には、[5]以下との区別で考えますと、それ以外の人々ですから、住んでいる住民、多数働いている人、学んでいる人というようなのを[4]の区民では包摂しています。これは先行する自治体も規定ぶりは様々でして、杉並区の場合には、区民というのは区内に住み、働き、または学ぶ人としています。杉並区の基本条例では、区民は区内に住み、働き、または学ぶ人という定義をして、事業者というのはそれと別途、区内において事業活動を行うものということで定義して、両方を区民等とくくっています。それで、二セコの場合にはまた地域的な特性というか、町民という形で定義をしているということです。文京区として基本条例にかかわる人々とか団体という場合に、これは報告書でも強調していることですが、現在のいろいろな活動とは余り飛び離れたものを抽象的に入れても仕方がないと思います。例えば現在そういう地域的な活動をしておられる連合町内会の方やPTAの方から見ると、こういう自治基本条例で、現在どういう人がかかわっていて、自治基本条例が対象とするような人の中で、どういう人がかかわっていて、あるいは重要だと考えるかとか、今後どういうのが必要かとか、何かご意見がありましたら伺いたいんですが。いかがでしょうか。なるべく皆様から意見を伺いたいで、村松委員、いかがですか。

村松委員 もう少し説明を進めていただきたいと思います。

斎藤副会長 つまり、例えば町内会の仕事の場合、恐らく従来であれば、やはりもうそこでずっと住んでいて、住民基本台帳法上の登録をしていて住んでいて、現在の日本ですから働いてい

るところはどこか文京区外にしても、多くの部分というか、根っこが文京区にあるという人が主な対象ということになるのでしょうか。では今の連合町内会の活動で、そういった観点の活動がやはり主なのか、それとも例えばそこで働いている人とか、そこでの企業、ある町内会で事業所を持っている企業との関係とか、あるいはセンシティブな問題も含まれますけれども、外国人の方とかそういうことの関係についてどのように取り組んでおられるかということですが。

村松委員 わかりました。今、一口に町内会、町会といいますが、これは法律的に認められている集合じゃないんです。私は自分の地区の会長ですが、これは住民、要するに自分の町内に住んでいる人の有志によって選ばれている。法律的にも何にもないわけです。言うなれば、区役所の方でも町会を認めてはおりますけれども、それでは義務的にバックアップしてやろうというのは、今現在はないんですけれども、徐々にそういうふうに変ってきているというのが事実ですね。それと、どういう人が参画しているかということ、やはり自分のところの町内に住んで町会費を払っている方。大体3分の2ぐらいじゃないですか。町会費を払っていないというような状況の人も災害が起きた場合、多分住民税を払っているんだから私たちにもいろいろな面の保障などがあっていいんじゃないかという希望があると思う。これは区の方とうちの町会の方と連絡をしなければいけません、そのような組織ですね。ことに自治会、すなわちマンションの方はなかなか参画に消極的です。それでは、マンションの方が入っていただいて、マンションの方々にどういったことを町会としてできるのか。例えば、このところ夏休みに入りますと、どの町会も多分ラジオ体操をやると思う。これは学校がやるんじゃないで、体操連盟会もありますけれども、各町会の町会主催で子どもたちを集めて、あるいは地域の、言うなればご年配の方にもお集まりいただくというようなことでやっているわけです。そのようなことは、今どの町会でもやっていることだろうと思いますが、これもやはり区役所の、区の方にいろいろと働きかけをし、ことにこういうような問題になってくると、PRとか、あるいは説明するというのは、区の方もそうですが、町会の方がやはり主になってPR活動というか、こういうことをしなければいけないんじゃないかと、このように思います。

先ほどから私は発言をしませんでしたが、前回と今回、大変いろいろと勉強させていただきまして、頭の中にこういうことを言おうかなと思うとそちらから言われたり、そうおっしゃっているけれども、こうじゃないかなということもありますけれども、前回と今回で勉強させていただいて、徐々に発言もさせていただきたいと。つけ足しましたけれども、よろしく願いいたします。

斎藤副会長 どうもありがとうございます。

現在の町内会の取り組みと、例えばいろいろ新しい、NPOとかボランティアの取り組みとかをどういうふうに組み合わせたらよいのかとか、そういう問題意識は研究会でも持っていたわけで、そういったことについても今後検討していきたい、この場で一緒に検討していきたいと思っ

ております。

P T Aの方はいかがでしょうか、参加の主体。もちろん学校ということになりますと、子どもと親御さんというのが一番大きいわけですが。

須藤委員 そうですね、住民の概念という点からいいますとやはり学校に通う子どもたちも当然そこに入るべきだと思いますが、ただ、公立の中学校も今年から学校選択制になりましたので、他区から通ってくる子がさらに増えてきている状態ですし、私立の小・中は特にそういうことが言えると思いますから、そういう面で、先ほど杉並区の条例でしたか、学ぶ者たちというのも入っておりますが、ただ、この杉並区の条例をちょっと見せていただいたんですが、そうしますと、区民の義務というのが後で出てくるんですが、区民の義務が、これを見ますと、納税等の負担を分任するというふうに明記されています。そうしますと、子どもたちの義務はどうなるのかという疑問が、私、この間ずっと思っていたんですが、それは後で検討していただきたいと思うんですが、住民の概念ということについていえば、当然学ぶ者も含めていただきたいということです。

斎藤副会長 どうもありがとうございます。

確かに参加ということと合わせて責務の対象にもなる場合があります、ではそのときに、それぞれ参加している人々がいろいろなバックグラウンドで、それぞれ概念で括られるわけですから、それぞれによって違うんじゃないかというのは当然ありますし、より重要な須藤委員のご指摘はやはり子どもですね。国の投票権とか、そういうのはなかなかないわけですがけれども、自治体のことであればもっと、特に将来の自治体をつくるのは子どもたちであるのは間違いないわけですから、子どもたちの参加の機会というようなことを考えていくべきではないかというのは大いに考えられるべきことだと思います。

須藤委員 あと、ちょっと言い忘れましたがけれども、実際に今N P Oなんかの団体、響きの森ネットとか新しいのが出ておりますが、そういうのにやはり学校の生徒として参加しているというのも大分増えてきておりますので、ぜひその辺、ご検討をいただければと思います。

名方委員 名前は住民でも区民でも市民でもいいと思うんですけれども、一番のポイントは、自主的に、そういう積極的に任意で動いているかということがポイントだと思うんです。町内会の人たちも自らやっているし、それから税金をきちっと納めている人とか、自主的に何かをやるんだというところがないと、いくら憲章をつくっても動かないわけですね。ですから、そういう意味でどういう言葉がいいのかということを押さえていった方がいいんじゃないかと思います。確かにではいわゆる生徒さんとか児童さんというのはそういうのとは違いますけれども、何が一番の起爆剤になるとなれば、税金を納めている人であろうし、町内会で活動する人だろうし、実際にこういうところで動く人ですから、そういう人たちでできるんだということをもう少し訴えるような言葉なり、住民でも、区民でも、市民でもいいですけれども、説明をつけていった方がいいんじゃないかなと思います。

齋藤副会長 ステークホルダーというのは、この場面で日本語にすると何がいいですかね。

山田委員 利害関係者と、機械的にいえばそういうことなんですけれども、になると思うんですよね。ですからそういうふうな、この目的は何かによって、範囲というか、バウンダリー、範囲が決まってくるんじゃないかなと。

あとは、もともとねらっているのは、もし自治のあり方であればそれに絡めて定義づけをしていけばいいのかなという感じはしているんですけれども。

齋藤副会長 ただ自治という場合も、旧来型の住民自治とか、非常に閉ざされた自治ではなくて、より広がったものを前提に研究会では議論していますので。

山田委員 ですから、当然今回でいうとガバナンスをメインにしていますから、ガバナンスというのは多様な主体による統治だということであれば、多様な主体としていろいろなものが考えられるという基本に立つんじゃないでしょうか。

名方委員 そういう意味で、そういういろいろな主体が活動しやすいようにする大きな基本的な憲章をつくるんだと私は理解していますので、そのところじゃないかと思うんですね。具体的に見ると、例えば今度特区申請をしましたけれども、なぜ特区申請をしたかという、私、NPOで、条例を変えればできるということとできないところというのは、かなり個々にたくさんあるんですよね。ところが条例も、だれが変えるんですかといったときに、区議会で議論してやらなければいけないというところがたくさんあるわけですよ。もっと具体的にいえば、例えばここのある公的な場所、このシビックセンターでもいいし、学校の部屋があいているとして、町内会で使って何かやりましょうよとか、例えばNPOが使って、みんなの人たちに何かやりましょうと言ったときに、条例があるからだめだという議論になるわけですね。だったら、それはこういう憲章があって、そのときに柔軟に判断して、ではここは何とか町内会にとりあえず半年でも使ってもらいましょうよというようなことができれば、より自治というのはスムーズにできると思うんです。そういうときにこういう憲章があれば、条例より上のものがあるならば非常に柔軟にやりやすいなというふうに僕は理解したんですが、そういうことではいけないんですか。

齋藤副会長 もちろんそういう観点もありますけれども、それはそれで、それぞれ参加している主体の間でコンフリクト、紛争があったり、調整を図らなければならないと、そういう場面ではどうするんだというようなことも含んで検討課題ということになっていると思います。

名方委員 そこがポイントで、調整をだれがするんですかという、結局はそこにいる方々がするんですよね。そこはむしろ我々文京区の人々、団体で任せてもらおうということがポイントかなと思いますけれどね。それはできるはずだと思います。それができないから、常にいつも逆にお上に頼むという形になっているんじゃないかなと。それを我々の、この中では、少なくとも憲章をつくる中では各団体でやっていきましょうということじゃないかなと思いますけれど。

齋藤副会長 報告書の段階では、文京区の、我々と名方委員がおっしゃるときに、区民、それ

だけではなくて、やはりある程度自治体、政府といたしますか、その役割を書き込んでいますが、もちろんそこでの両方の役割分担も、市民なり区民の自主的な活動に委ねる部分と、そうじゃなくて、この区役所が乗り出してくる場面の切り分けというのも当然問題になることだろうと思います。住民をめぐってといたしますとやや拡散してしまいましたが、項目2についてそのほかに何かございますでしょうか。もちろん個別の制度あるいは条項、項目のところで戻ってくる話ではありますが。よろしいでしょうか。

それでは項目3、次に「情報公開」が上がっております。こちらは先ほども議論が出ていますけれども、文京区は既に情報公開条例は持っているわけですが、そういった個別の条例の上に、実施的に上に基本条例が来るとなると、情報公開との関係も、整理しなければならないというので、こういう項目を上げております。観点としては、自治体・政府の情報公開の原則や区民への説明責任、それから、これは国の方でも法律ができましたけれども、情報公開と並ぶ、個人情報保護というものがありますので、個人情報保護の観点に配慮した各主体の情報公開・説明責任についての規定を盛り込むかどうかということが検討対象ということで上がってまいります。この点についてのご意見はいかがでしょうか。報告書のページ数でいいますと46ページ以下が情報公開ですね。ただここは46ページ、47ページだけではなくて、個別論点一覧の2つ目の を見ていただいても、やや新しい観点が入っています。といたしますのは、従来、情報公開の対象ですね、つまり住民に対して情報をオープンにしなければならないというときの、それに取り組みなければならない主体というのは、政府、行政、もちろん議会も含みますけれども、だったわけですが、総合的な、あるいは新しい協働ということを考えるのであれば、そちらに参画する主体においても情報公開ということが一応考えられるのではないかと。それはNPOとか。参加主体の情報公開・説明責任ということも論点としてはあり得るのではないかと。ここはちょっと踏み込んだ考え方なので賛否両論おありかと思うんですが、その点も含めましていかがでしょうか。

松本委員 どこかにも書いてありましたが、情報公開というよりも情報共有が当然と私は思います。説明責任という言葉以前に、どんどん知ってもらうように、気軽に、簡単に、だれでも、どこでも、わかりやすいようにするのは当然だと思います。またNPOとか、私たち住民側がもちろん情報公開は原則ですから、ある意味公開したくてしょうがないですけども、現状ではどこも関心を持ってくれない、聞きたくもない、知りたくもない。行政さんなんかも、多分情報を知りたいと思っている方は余りいらっしやらないんじゃないかというのが今までの感触です。これはもう当然、お互いに情報の共有ということをはっきりしていきたいと思っています。

斎藤副会長 どうもありがとうございます。

情報共有という考え方を基本条例で規定したのはニセコですけども、そこでも行政なり、自治体政府が持っている情報の共有ということ、そういう狭い意味での情報共有ではなくて、自治体全体についての参加主体の情報共有という観点は当然含まれていると思います。

それから、松本委員がもう1点ご指摘になった、参加主体の側の情報公開について、それぞれ情報公開をしているいろいろなやりとりをしたいのに、行政の方が興味を持ってくれないというのは、それは大いに問題で、それもやはり情報共有という観点で入りますね。ただもちろん、逆に住民個人とか団体にしても、プライバシーとかは保護されるべきですね、出すべきでない情報というものもありますから。それと、公開して、やりとりで何かつくり上げていくという切り分けが、具体的に制度にするとすると難しいですし、理念のところ、非常に抽象的な情報共有だけを書くのであれば書けますけれども、もう少し何か具体的な制度につながる場合には、もう少し検討課題はありそうな気はいたします。

ほかにいかがでしょうか、この情報公開、行政なり議会の情報公開だけではなくて、NPOや個人の情報公開というところちょっと誤解を受けるかもしれませんから、NPOや個人の情報との共有化、あるいはもう少し何か個人情報には配慮した言葉が使えればと思いますが。

藤原委員 公開制度はもう既にあって、ある手続きを踏めば情報は得られるようなのですが、その手続きが、かなりハードルが高くて、なかなか欲しい情報が手に入らないというようなこともあると思うので、その辺の手続きが割とやりやすい、あとは、インターネットなどで、プライバシーに反しない範囲でというのはもちろんあるでしょうけれど、得やすいシステムが欲しいと思います。

あと、ちょっとこの論点とは直接は関係ないんですが、今回の公募委員の応募書類は情報公開の対象になりますということだったのですが、読みたいといってもなかなか、情報開示の手続きが必要だということで、また個人名は出せないというようなことだったんですけども、こういう区の公の区民会議ということで、しかも最初に公開の対象になりますというふうに断ってあるわけですから、もう少しみんなで共有して、例えば公募委員に応募して落選された方の論文にしても、いろいろなヒントがあるかもしれませんし、読みたいわけですが、そういうのもやはり考えていただきたいと思います。ちょっと関係なかったですか。

沼沢委員 まず最初の情報公開の手続きの面でもっと簡略にという話なんです、この情報公開制度というのは、最終的には裁判で争える制度なんです。裁判で争えるというのは、やはり証拠なり書面ということで、最初からスタートを明確にしておかないと、何を請求してだれが請求したのか、それが本人であるかどうかということまで最終的には裁判では確認されたりということが手続的に必要なものですから、言ってみれば文書主義、きちっとした書面を出してもらいたい。ほとんどの場合が開示されていますから、一々こんなのを書かなければいけないのかなというふうに思われるかもしれませんが、開示できないというような情報があって、これが裁判で争えるというところがこの制度のよさでもあるので、そこは必要であろうかと思うんです。

それから、公募委員の選定をめぐるいろいろな情報公開、公募委員に選定された、選ばれた人の論文は開示する、しかし落ちた人の論文は名前も全部控えるという扱いは、つい最近、そ

う形で運用しているわけなんです、これも最初から選ばれた人の名前もオープンでいいですよというところまで行けるかどうか、それはちょっと検討する余地があるのかなと思います。一方で選ばれなかった人のものは、実態を見ますと様々です。これはやはり惜しくもという人もいますけれども、いろいろな方のいろいろな情報があるので、それを最初からオープンにというのを前提にするのは、実態から見ますとちょっと難しいのかなというのは現状ですね。いずれにしても、公募委員制度の傾向が安定的なものになれば、また今のやり方をかたくなに守ろうという気持ちはないんですが、実態を見ると今の程度が妥当なのかなという感じがしますね。

齋藤副会長 ちょっと後者の問題は、つながりは自治基本条例、特に参画のあり方の中で公募委員のあり方というのにつながってくると思いますけれども、前者のことについては、やはり公開してはいけないものを公開してしまったら、それこそ裁判で訴えられてしまうという、特に第三者の保護されている情報もありますから、プライバシーとか、そういう問題はあるということですね。もちろん情報公開制度と別に広報の観点、それは行政の方が情報の広報、提供に努めるというだけではなくて、NPOやボランティア等に取り組んでおられる個人の活動の情報をキャッチして、うまく組み合わせるといようなことは大いにこれからの仕組みとしてあり得るし、基本条例の中にそういった観点が盛り込まれるのかもしれない。

そのほかに情報公開の部分で何かありますでしょうか。

吉田委員 結論が出たのかもしれませんが、文京区にその情報公開条例というものがあるとすれば、ここで当然二重な規定ということではあり得ないので、今の条例が進歩的なものなのか、まだまだ保守的なものなのかもちょっとよくわかりませんが、少なくとも情報公開条例の運用において、あるいは情報公開そのものにおいて、より促進的といいますか、進歩的といいますか、進むような規定、これは精神的な規定になるのかもしれませんが、そういうものはこの条文の中に定められていいのではないかなというふうに思いますけれども。

齋藤副会長 確かに既にある制度を新しい協働の考え方、あるいはそれに基づいた行政の進め方に基づいて見直すような手がかりになる、少なくとも基準になるようなことを入れるということは大いにあり得ることだろうと思います。

吉田委員 やはり情報というものは運用の精神といいますか、運用の仕方によってかなり有効になる部分というのがあると思いますので、より積極的な情報公開が進むようにという意味でのこの規定があってもよろしいのではないかなということなんですけれども。

齋藤副会長 ほかにご意見、ございますでしょうか。

松本委員 情報公開ということで、NPOのそういう部分で、個人的な電話番号も公開されたために、自分の家に結構連絡が頻繁に入るようになりまして、もちろん何でもマイナス面とプラス面があるかと思います。ただ、今の吉田委員のご意見と似ているかもしれないんですが、要するにプライバシーのどうのこうのという言い方である程度押さえられると、今までとそんなに変

わらないんじゃないのかなと、素人は何となく心配になりました。本当にもう一つ踏み込んで、せっかくこういうものをつくるわけですから、区民の立場で、区民にとって利益になりそうなことは積極的な公開、共有を、しつこいようですけれども本当にお願ひしたいというか、それをやるべきだと思います。

齋藤副会長 それは当然課題として最初に、この項目では内容について少し踏み込んでいると申しましたように、今後のこの会議での具体的な検討課題ということになるかとは思いますが。もちろんプライバシーというのは、他方ではプライバシーの尊重というのも逆に強まっている状況ですね。都市型社会というのもありますし、裁判所でもプライバシー保護という観点からの裁判例が幾つも出ているわけですから、その辺を積極的に出したいものが伝わらないということと、中核として守らなければならないものがあるという、バランスをどうとるかという難しい問題でもあります。よろしいでしょうか。

それでは次の項目、これはかなり大きいので、恐らくこの項目で今回は終わってしまうのではないかと思いますけれども、項目4「政策決定過程への住民参加」と。代表民主制を補完する制度として、直接請求、住民投票や政策決定過程への参加手法について検討する必要がありますという説明になっています。

1つだけ補足しますと、前回、政策実施過程への参加というのが余り出ていないんじゃないかというご意見がありまして、その決定過程の方を中心にしたんだということを私として答えてしまいましたが、よく考えてみますと、新しい協働の図の領域で、行政でなくて、区民あるいはNPO、いろいろな団体が中心になるような活動というところでは、もちろん実施過程で、そういう団体なり、私人が大いに活躍してもらおうというコンセプトで報告書は書いていますので、そういう政策実施過程における参加というのも当然念頭には置いているということです。少しまぜ返してしまいましたが、そこで政策決定の場面、一番それが先鋭的にあらわれるのが、そこに出てくる言葉としては住民投票ということになりますが、この項目についてのご意見あるいは報告書に対する質問、ご意見も含めて、自由な議論をお願ひしたいと思います。報告書でいいますと49ページから51ページにかけて、これも現在の制度、標準的な議論をかなり簡略化した形で書いております。いかがでしょうか。

報告書の51ページでは、算用数字の3のところ、政策決定過程への住民参加の仕組みということ、住民投票制度を分けて、後者については少し詳しく書いてはいるわけですが、先ほど申しましたように、住民投票というのはかなり極端なときにも用いられる手法ですので、むしろ(1)の方をもう少し詳しく書くべきだったかもしれません。例えばこういった区民会議という形での参画の手法もありますし、最近広く用いられるようになったのではパブリックコメントという手法もあれば、公聴会とか聴聞といったような中間的なものもあります。あるいはそれに共通するような理念を書くべきだということもあるでしょうし、もっと具体的に書くべきだと。ある

べき意見としては、それは住民投票まで踏み込むべきだということもあるかもしれませんが、いかがでしょうか。

吉田委員 すみません、質問ですが、この項目4というのは、前のページの項目整理の数字4とかかわりがあるといいますが、ここの関連ということで書かれているのでしょうか、それぞれ1、2、3、4、5、6。それは関係ないんですか。

斎藤副会長 これは連動していないですね。項目4についてはそれぞれ、例えば具体的には、その前のページでいうと[4]にもかかわりますし、[5]にもかかわりますし、[6]にもかかわるだろうと。政策決定過程に住民が参画するとすれば、一体どういう住民がどういうタイプの参画があり得るか。例えば類型ごとに規定するということもあるでしょうし……。

吉田委員 わかりました。そうしますともう1つ、この個別論点として上げられているのは、つまりこういう点が重要ですよという意味合いで上げられているのでしょうか、それともこういう点も忘れないで議論してくださいねという、言ってみればついで的な意味合いでというか、指摘されているものなのでしょうか、その意味合いはどちらなんですか。

斎藤副会長 ついでというよりは、区民憲章をつくるのであれば必ず検討しなければならない事項であると。むしろその前のページの項目整理一覧の方がそれを、ではそういう項目を、2ページ目の項目を検討した結果、それはどこに盛り込むかという形の部分ですよ。ということで、むしろ個別論点についてはぜひ詰めていただきたいと思っております。もちろん項目によって濃淡はあります。既にある程度制度がある情報公開というのあれば、例えば非常に先取的に上げたのは項目5ですよ。新しい協働型社会というのがあるとすれば、そこでの利害調整とか、苦情処理のあり方もまた変わってくるだろうと。それについて何か先進的に書いてはどうかということで示したわけで。項目4はそれぞれの、今までも文京区で取り組んでいる部分もありますし、さらにつけ加えるべき部分もある。いろいろな幅広い検討課題を含む項目ではあるかと思えますけれども。

山田委員 まず言葉の定義なんですけれども、政策決定過程というのは、政策形成プロセスも入っているんですか。例えばこういった会議というのは、ある意味政策形成のプロセスのような感じもするんです。決定機関ではないですし、そこら辺はどうなんでしょうか。

斎藤副課長 この会議に先行する研究会での問題意識では広い意味で使っております。

山田委員 もしそうであれば、ここからは個人的な意見なんですけれども、ここで出ているのは、直接請求とか住民投票とか、割と最後のイエス、ノーみたいな話が出ていますけれども、最近一般的な区民の方の政策形成能力というか、相当高い部分があって、積極的に区政に対しては政策形成過程での参画というのがこれからは求められていくのかなという気はしているんですね。そこら辺が何か新しい話として加わってくると、何か後ろ向きのイエス、ノーと、例えば議会との対決みたいな構図みたいに見えてしまうんですけれども、そうでなくて前向きにかかわって

く姿勢が何か出せればいいなという感じはします。

齋藤副会長 そういった観点への目としては、パブリックコメント、大規模な政策立案過程での参加と、特に基本構想における、文京区と、具体的にいえば基本構想におけるような参加の仕組みがあるわけですが、それを積極的、一般的に提示するところまでは研究会報告では行っておりません、論点項目で、山田委員が最初におっしゃいましたように、やや限られた例に限定されているのではないかというのはおっしゃるとおりで、先ほど私がちらっと補足しましたように、51ページの3の(1)というところはもっとこの会議で膨らませていただきたいと考えております。

伊藤委員 今、関連ですが、政策決定過程と政策決定そのものとは違うというふうに理解しておかなければいけないのかなと。あくまでも政策決定へ行く過程に参加していくという解釈で統一しておかないと、少なくとも今の基礎的自治体の間接民主主義との関係が、1つはちょっと齟齬を来すかなということがあるような気がするのと、もう一つは、決定権があるということは、決定責任が必ず伴うものなのかなと。そうすると、住民参画で政策決定をしたということになると、そこに決定責任がどうつけ加えられるのかなというようなことがどうしてもちょっと頭から離れないんですけれど、あくまでも政策を決定するまでの過程に参加するというような整理の方がいいような気がするんですが、それは専門家の先生の方の意見をぜひ聞きたいのですが。

吉田委員 ちょっといいですか。

齋藤副会長 どうぞ、研究者よりは委員の方々の意見の方が重要ですから、まず。

吉田委員 今おっしゃったことに関連する私の発言なんですけれども、ここに書かれている言葉は、今おっしゃったように政策形成過程の参加ということなのかなと思うんですが、その場合、今ここに書かれている論点は、言ってみれば直接請求、住民投票というのはちょっと余りにも非日常的というか、そういうことだけが強調されているので、もうちょっと政策の日常的という言葉がもっと、何と言ったらいいんでしょうか、気軽にと言うべきか日常的に参加できるようなシステムといいますか、制度というか、そういうものは論点としてなければいけないんじゃないかなということが1つです。

それともう一つ、実は前回、私は議会との関係ということを書いたわけですが、この前のページにも議会の役割責務ということが出ているわけですが、実は、この政策形成過程での区民参加というのは、むしろ議会との関係の中で考えられないのかなということ、実はちょっと前回以降考えてまいりました。私も今、結論的なことはわからないんですけれども、むしろ政策形成過程への参加というものを、議会と区民という関係の中で考え、その政策の実施、あるいは実現ということへの参加というものを行政との関係の中で考えるという考え方はできないものなのかなというふうにちょっと感じてきておまして、私自身も、では実際上どうするんだという結論を今持っているわけではないんですが、こういう方向づけということで考えられない

かなというふうに思ったんですが。

齋藤副会長 幾つか論点が出てきまして、1つには政策をつくる、粗々とした段階での参加で、そこからだんだん決定に向けて事が動いていくわけですけれども、それを主に考えるのか、それとも決定というところの参加ですね、それで住民投票制度の非常に堅いものは決定における参加権というか、決定権の一部を分かち持つというものになるわけですが、そこまで考えるのか、それともそれは難しいのではないかと、特に決定の責任をとるものが現在の制度ではだれなんだということを見ると難しいのではないかと指摘が1つ。

吉田委員 直接請求や住民投票についての条例を設けるということは多分必要だろうと思います。ただこれだけではなくて、私が言いたかったのは、もっと日常的な政策形成過程における参加のシステムといいますか、機会といいますか、そういうものをもっとつくっておくべきではないだろうかということです。

齋藤副会長 もちろん報告書の本文の方では、そういった日常的な参加の、文京区における最近の取り組みを踏まえた参加というのを書いていますが、ちょっと繰り返しになりますが、もう少し一般的な参加の仕組みの方を膨らませてというか、中心的に考えていただければというのが私の感触でもありますが。その日常的な政策形成過程への参画ということだと、議会の権限、議会における住民参加というような観点も必要ではないかと指摘が出てきましたが。そういった点も含めて、ちょっと時間も押してまいりましたが、いかがでしょうか。

沼沢委員 日常的なと言われたのですが、実はいろいろなレベルがありますね。町会連合会等は年に何回かいろいろな情報交換、意見交換の場があって、その場でいろいろな議題がテーマとして出されて、意見交換されます。それによって区の政策というよりは、具体的な施策なり、事業というレベルのものが多いかもしれませんけれども、区としては1つの大きな政策を決定する際の判断材料として当然聞いておきたいということがありますね。

それからこれは、こういう会議形式、審議会とか懇談会とか区民会議とかという問題、これは専門性の高い、例えば保健衛生関係の分野においても公募委員という制度を取り入れているんですが、やはりテーマによってこれはよし悪しですよね。なかなか難しい専門的なテーマに果たして公募委員がふさわしいかという分野もありまして、そういう会議では比較的公募委員の人数が少ないというようなことがあります。

それから、特定の地域において何かをやる、あるいは施設をつくるというようなときには、地元の町会であるとか、あるいは地元の関係団体の意見を聞く、そういったものを、例えばこれがある意味日常的な政策あるいは施策、あるいは決定過程のプロセスの中でいろいろな住民参加の手法として用いられているんですね。これは全くこの段階で、我々、私どもが意識していなかったわけではないんですが、そういったものがやはり区民憲章、ではこういう場合には公募区民を半分入れなさい、この場合は地元の関係団体の意見を必ず聞きなさいということ、そこまで入

れるかどうかということなんでしょうね。そこの政策、大きな政策を決定するとき、ではその政策というのはどういうもの、どういう時限の、どういうものを政策とってイメージするのかというのが、今度は日常的な住民参加の手法といったときには、前提として何が政策なんですか、いや、それくらいは別にここまで大げさに考えなくていいですよと言うのか、こんな重要な政策なのに何で考えないんですかという、いろいろな具体的な、我々が仕事をする際には、非常に大きなものから日常的な仕事まで、レベルがいろいろあります。その辺はまたぜひ、きょうに限らず、むしろ具体的にこういうことを何か規定してほしいというようなことが、むしろ皆さん方、委員の方から少しアイデアをいただいて、それなら規定に入れられそうだなというようなことが考えられるかもしれませんね。日常的というのが1つのキーワードかもしれませんが、そんな感想をちょっと持ちました。

吉田委員 日常的という言葉はちょっと不適切だなと思いつつ言ったんですけれども、私がイメージする政策というのは、恐らく予算を伴う立案であるとか、あるいは議会で決定しなければならないようなレベルのものを考えて言いました。したがって今部長がおっしゃったのは、もっと行政推進という段階、極めてそれこそ日常的な、そのところを私は日常的と申し上げたわけではなくて、もうちょっと直接投票とか住民投票というような、何年に1回かあるような、そういう大きなところについての規定ではなくて、もう少し、今言ったような、予算を伴うぐらいの政策の段階で区民が参加するというようなところを定められないかなと申し上げたかったのです。

斎藤副会長 日常的な参加の手法についても、具体的な手法については、それこそ個別の住民参加条例が別に必要になるかもしれませんが、その段階での話でも結構ですし、もう少しそこから一般的なところでもいいんですが、各委員の皆様には、例えば現在のそういう参加ではこういうのが足りなくて、こういうのがあればいいと。規定というところまで行かなくてもいいんですが、アイデアを、参加なり、参加が不足という経験を生かして提言をいただきたいと思います。

藤原委員 市民案の提案というのを、議会にしても、行政にしても、もっと受け入れられるようなシステムが欲しいと思います。市民が独自のグループでつくった提案ですとかをどこに出したらいいかとか、なかなかわからない部分が多いので、そういう提案権というか、そういうものが欲しいと思います。

斎藤副会長 予定した時間をちょっと超過しておりますので、もうそろそろ実質の議論は今回閉めたいと思うのですが、今の市民提案といいますか、その現状よりももっと取り上げられるような制度が考えられるともちろん論点としてありますが。

もう一方ぐらい、何かこの点について、どうしてもきょう言っておきたいというのがございませうでしょうか。

それでは、きょうの項目4の検討はちょっとこのぐらいで閉じさせていただきますが、なお、次回以降どういう、きょう、差し当たり用意した論点としても、5、6は積み残してしまいました

たし、4についてもいろいろあるかと思いますが、それから、項目立てについてもまだ残っておりますから、そういった進め方等についても、また森田会長及び事務局と相談して詰めまして、次回の開催につなげたいと思っております。 実質審議は、今回これでよろしいでしょうか。

それでは、次回の開催日程についての調整なんですけど、森田会長が現在いらっしゃいませんから、9月の上旬から中旬には開催したいと考えています。会長の日程をある程度優先させなければなりませんが、その上で、9月上旬から中旬で、例えばこの曜日はもう定型的にだめだというのがあったらおっしゃっていただきたいのですが。

候補として、例えば11日の木曜日の6時半はいかがでしょうか、第一候補ですが。よろしいですか。では、これを第一候補ということにいたします。もし会長のご都合によっては、例えば次の週の同じ曜日はいかがでしょうか、18日。よろしいですか。では、11日を第一候補に考えて、また再度調整させていただくかもしれません。

吉田委員 ちょっと、これで大丈夫なんですけど、区民大学の企画委員もさせていただいてまして、大体あそこは月の第3木曜日に決めいている感じなんです。同じ区の会議なのでちょっと避けていただければ.....。

斎藤副会長 では18日は望ましくないという。では11日を中心に考えて、18日は避けて、もし第一候補でだめでしたら再度連絡をしたいと思えます。

そのほか、何かございますか。

それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

久住幹事 そうしましたら、冒頭お話しいたしました別紙1というものを用意させていただいてございます。8月は1カ月間開催がないんですが、今回皆さん方からご意見を伺いましたけれども、そこでここに書いてありますとおり議論が尽くせなかったこと、追加のご意見ですとかご提案がございましたら、この項目に必ずしもとらわれなくて構わないと思えます。前回環境の問題についてはどう考えたらいいのかというようなご発言もございましたので、項目に沿って書いていただく部分と、ご自由に書いていただく部分をご記入いただいて、7月31日までに事務局にお送りいただければというふうに考えております。返信用の封筒をおつけいたしました、調査票の方2枚であれば80円で届くんですが、50グラムまでですと切手を10円つけてありますので、そちらを使っていただければと思えます。

それから、メールですとかファクスでも構いませんので、メールなんかをお持ちの場合はそちらでやっていただければと思えますので、この様式についてはフロッピーの方を用意してありますので、ご希望の方はおっしゃってください。

事務局の方からは皆さんにお願いする項目については以上でございます。

斎藤副会長 それでは、これで第2回の区民会議を終了いたします。やや時間を超過して申しわけありませんでした。どうもご苦労さまでした。「閉会」(20:35)